

令和 2 年 7 月 14 日
改訂 令和 2 年 10 月 23 日
改訂 令和 3 年 1 月 12 日
改訂 令和 3 年 6 月 17 日
改訂 令和 3 年 8 月 27 日
改訂 令和 3 年 10 月 12 日
改訂 令和 3 年 12 月 27 日
改訂 令和 4 年 6 月 8 日
改訂 令和 4 年 8 月 1 日
改訂 令和 4 年 9 月 3 日

県立足柄ふれあいの村
新型コロナウイルス感染防止に対応した受入マニュアル

1. 本マニュアルの趣旨・位置づけについて

本マニュアルの策定にあたっては、県が策定した「県立ふれあいの村における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドライン」を基に、当村の現状や様々な観点を総合的に鑑み、施設再開時の運営にあたっての要点を規定するものであります。

本マニュアルを基に、今後の施設運営方針やご利用者の皆様に対し、利用にあたっての協力依頼「新型コロナウイルスの感染防止対策における施設利用のお願い」、「新型コロナウイルス感染疑義者発生対応マニュアル」等を整備します。

なお、国や県による新たな基準の公表や方針変更・要請に伴い、本マニュアルを必要に応じて速やかに内容を見直すものとします。

2. 感染防止のための基本的な考え方

- 3密を避け、接触、飛沫感染を防止するための最大限の対策を講じる。
(対人距離の確保、部屋の換気、食事の提供方法、活動施設や宿泊室の使い方、浴室の利用、手洗い、うがい、手指消毒の敢行掲示、高頻度接触箇所の消毒作業等)
※村内でのマスクの着用は、「別紙 足柄ふれあいの村村内での活動及び生活時におけるマスク着用の考え方について」に詳細を定める。
- 県教育委員会や愛川ふれあいの村等と連携、連絡調整を行いながら防止対策を進める。

3. 受入にあたっての留意事項

(1) 受入可能な団体、利用者の条件（宿泊・日帰り共通）

○ 当村が示す感染予防対策にご理解をいただき、別紙「新型コロナウイルスの感染防止対策における施設利用のお願い」の各事項につき、同意を得られた団体及び個人であること。

なお、次の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせて頂く。

ア. 利用日当日から 10 日前までの間において、利用する当人に発熱・咳・咽頭痛・息苦しさ・強いだるさ等（※持病等によるもの場合は除く）があるなど、体調が悪い場合。

(※発熱は 37.5 度以上、または平熱比でプラス 1 度以上を目安とする) 但し、当該期間の間で、上記症状を発症または自覚した場合、その日を起点として 2 日後以降から利用日前日までの間において、医療機関や PCR 検査センター、抗原検査等で陰性を確認した場合については、この限りではない。

- イ. 利用日当日から 3 日前までの間において、利用する当人の同居家族や日常接する機会のある極めて身近な知人等に、新型コロナウイルスの感染・発症が疑われる方、もしくは陽性・感染者、発症者の濃厚接触者と判断された方がいる場合。なお、利用日当日の 4 日前までの間に当該事実が判明した場合、利用日前日までに利用する当人に前記アの様な症状がなく、当人または感染・発症が疑われる者が、医療機関や PCR 検査センター、抗原検査等で陰性と判断された場合は利用可能とする。
- ウ. 利用日当日から 3 日前までの間において、感染リスクが高まる次の行動をしている場合。
 - a. 感染予防対策が不十分な(※マスクの未着用や適切な換気がされていない等)状態での、飲酒を伴う、大人数や長時間にわたる親睦会・会食等への参加。
 - b. 感染予防対策が不十分な(※3密対策や適切な換気がされていない等)状況下での、フェスやライブ、各種イベント等への参加。
 - c. 感染予防対策が不十分な(※マスクの未着用、消毒液の不携帯等)状態で、感染状況が拡大している地域(※まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の対象地域)への移動や滞在等。
- エ. 新型コロナウイルスの陽性・感染者、発症者と判断され、自宅等での療養期間中の場合及び、新型コロナウイルスの陽性・感染者、発症者の濃厚接触者と判断され、健康観察期間中の場合。
- オ. 検疫所の宿泊施設での待機対象となっている国・地域から帰国・入国する方で、検疫所の指示等により待機期間中である場合。
- カ. 上記に当てはまらない事情の場合は、問い合わせや申し出があった時に、状況等を確認した上で村が総合的に利用可否の判断を行う。

(2) 受入人数等についての考え方

○利用の定員

ア. 宿泊利用

原則として、全ての宿泊室を 8 名定員として運用し、各団体及び利用者には、参加者が出来る限り密にならない様、各宿泊部屋の人数割に配慮して頂く。リーダー室については現行通り 1 名とする。

なお、利用の予約状況により、上記に定めた定員に収まらない場合には、当該団体と協議・同意を得た上で、利用可否の判断を行う。

イ. 日帰り利用

日帰り利用については、原則として 1 日の受入定員を 320 名までとする。

宿泊同様、各団体及び利用者には、参加者が出来る限り密にならない様、配慮して頂

く。また、利用の予約状況により、上記に定めた定員を上回る場合には、当該団体と協議・同意を得た上で、利用可否の判断を行う。

○活動施設の受入定員

- ・定員については現行通りとするが、各団体及び利用者には、活動の際、参加者が出来る限り密にならない様にするとともに、換気や手指消毒など感染予防対策に、十分な配慮や指導をして頂く。

(3) 宿泊室の鍵の受け渡し時間の変更について

- 宿泊室の使用後に於ける、高頻度接触箇所等の消毒作業時間の確保のため、鍵の受け渡し時間を、従来の 11 時からを 13 時へ変更する。なお、返却時間については現行通り 10 時とする。

4. 施設利用に於ける感染防止対策

(1) オリエンテーションの実施と当日の打合せ

○当日打合せ、下見打合せ

- ・各種打合せについては、対人距離に留意し、状況に応じて適切にマスクを着用した上で実施する。

○オリエンテーション

- ・参加者の対人距離に十分留意し、状況に応じて適切にマスクを着用した上で実施する。また、内容については要点を絞るなど簡略化し、時間も短縮して実施する。

雨天時は、事前調整した屋内施設で行うが、上記対応が難しい場合は、施設側で事前収録した映像データを、動画配信サイト等で配信し、各団体による事前周知を行っていただくことも可能とする。

(2) 活動施設（プレイルーム、大会議室、展示ガイダンス室他）の利用時

- 活動施設内の密を防ぐため、各団体及び利用者には、活動の際、参加者が出来る限り密にならない様、配慮や指導をして頂く。
- 活動中は1時間に1回程度、出来る限り2か所以上の窓を開け、換気を行う。
- 活動中は状況や必要に応じた適切なマスクの着用を求める。
- 活動施設への入室の際には、手指の消毒を行う。
- 活動施設使用後は、利用団体にも高頻度接触箇所や活動中に使用した備品類（テーブル・椅子等）の消毒作業にご協力頂く。

(3) 活動プログラム等

- 活動プログラムの企画に関しては、ゆとりを持たせた時間配分、参加者が密にならないよう工夫するとともに、実際の運営にあたって密にならないような指導や配慮、活動前の手洗い、手指の消毒、状況や必要に応じた適切なマスクの着用を求める。
- クラフトで使用する工具類は全て事務所からの貸出とする。

- 活動プログラムで必要な貸出物品は、必要最小限とし、利用者による使用前の消毒、活動後の消毒作業を行い、更に返却後に職員による消毒作業を行う。
- 一部のカードゲーム類、ボードゲーム類、お手玉、けん玉等の貸出は中止する。
- 近距離での会話や発声、高唱を伴う活動は、なるべく控えていただくようにする。
(キャンプファイヤーやキャンドルファイヤーの実施については、対人距離に十分留意する)

(4) 入浴について

- 脱衣所や浴室が密にならないよう注意するとともに、入浴から退室までの1人あたりの滞在時間が長くない様利用する。
- 利用の時間帯が集中しない様、開始時間を通常運用時よりも早める等、柔軟な対応をおこなう。
- 団体指導者や責任者には、利用時や次の利用者が待機している場が密にならないよう、指導の徹底をお願いする。
- 洗面具等（タオル、歯磨き粉等）は共用せず、必ず個人のものを用意し使用する。
- ドライヤーの使い回しはなるべく控える。
- 脱衣所の洗面台は使用中止とする。
- 脱衣カゴは撤去する。脱衣後の衣服は、利用者が持参した袋等に必ず入れる。

(5) リネン類及び寝具類について

- リネン類の配布は、団体の責任者又は大人が配布する。その際、リネン室前での個別配布は避け、グループ毎等での配布を推奨する。
- 就寝時には、寝具類に於けるリネンの適切な使用を行うこと。返却時は、施設が用意する専用の回収袋にまとめ、所定の場所へ返却する。
- 発熱等感染疑義者が使用したリネン類及び寝具類の取り扱いについては、別紙「県立足柄ふれあいの村 新型コロナウイルス感染疑義者発生対応マニュアル」に沿って対応する。

(6) 食事提供について（日帰り・宿泊共通）

○室内食（ビュッフェ）（朝食・昼食・夕食共通事項）

- ・食堂用スリッパは撤去する。必要であれば室内履き等をご持参頂く。
- ・食堂に入室後、手洗いの後、手指の消毒を行う。
- ・喫食時のみマスクを外し、食後直ぐにマスクを着用する等、「MASK 飲食」及び「黙食」を推奨、推進する。
- ・過度な密を避けるため、食堂内の定員を、概ね 100 名から 120 名程度とし、これを超える人数については入替とするが、様々な状況により、団体との調整及び合意の上、これ以上の定員での受入も可能とする。
- ・喫食時の対面を避ける配席（テーブルの片側のみや、交互での配席等）を推奨する。
- ・喫食時間は、入室から配膳、片付までを 45 分間とし、次の利用団体への入替と消毒作業のため、10 分間のインターバルを置く。

- ・原則として、1団体で占有利用することを基本とするが、家族利用や小グループ利用が重なる場合には、十分な距離を確保した配席により、同時利用を可とする。
- ・配食は各団体及び家族・グループ毎に料理を入れた食缶（入れ物）で提供し、盛り付けやおかわりの際は、マスクを着用の上、手指を消毒してから各人で行う。（取り分け用のトング等は適宜交換を行う）
- ・ドリンクバーは、原則としてボタン操作前に消毒を行った上で行う。また、混雑の際に列の間隔を保つための立ち位置表示をする。

ア. 朝食

上記、室内食（ビュッフェ）に於ける共通事項を踏まえ、朝食については、以下のとおりの時間区切りとして利用調整を行う。利用者に於いては、何れかの時間展開にて申込みを行う。

なお、利用希望時間が重複した場合は、足柄ふれあいの村が当該団体と調整を行う。が、(エ)の4展開目については、主に学校団体等において、(ア)1展開目～(ウ)3展開目内での喫食が難しい場合等に限り、食堂へ相談・調整の上利用することができるものとする。

- (ア) 1展開目 6:50 から 7:35
 - (イ) 2展開目 7:45 から 8:30
 - (ウ) 3展開目 8:40 から 9:25
 - (エ) 4展開目 9:35 から 10:20 (※要相談・調整)
- (※野外炊事及び弁当の場合はこの限りではない。)

イ. 昼食

朝食同様、室内食（ビュッフェ）に於ける共通事項を踏まえ、昼食については、以下のとおりの時間区切りとして利用調整を行う。利用者に於いては、何れかの時間展開にて申込みを行う。なお、利用希望時間が重複した場合は、足柄ふれあいの村が当該団体と調整を行う。

- (ア) 1展開目 11:30 から 12:15
 - (イ) 2展開目 12:25 から 13:10
- (※野外炊事及び弁当の場合はこの限りではない。)

ウ. 夕食

朝食同様、室内食（ビュッフェ）に於ける共通事項を踏まえ、夕食については、以下のとおりの時間区切りとして利用調整を行う。利用者に於いては、何れかの時間展開にて申込みを行う。なお、利用希望時間が重複した場合は、足柄ふれあいの村が当該団体と調整を行う。

- (ア) 1展開目 17:00 から 17:45
- (イ) 2展開目 17:55 から 18:40
- (ウ) 3展開目 18:50 から 19:35

(エ) 4 展開目 19 : 45 から 20 : 30

(※野外炊事及び弁当の場合はこの限りではない。)

○お弁当について

- ・ 個別食の要望に対応するため、朝食、昼食、夕食とも弁当の注文を受け付ける。
但し、アレルギー対応が必要な場合は、当該対応分を持ち込みとするか、別途メニューから対象アレルゲン物質を含まない食品を注文する。(上記以外の対応が必要な場合は、個別に食堂にご相談する)
- ・ 弁当については、各宿泊室内及び、村内の活動施設での喫食とする。

○野外炊事について

- ・ 野外炊事の際には、対人距離に十分留意し、状況に応じて適切にマスクを着用した上で実施する。
- ・ 野外炊事の際には、実施前の手洗い、手指の消毒を行うとともに、炊事用具の洗浄をしてから活動をおこなう。

○酒類の提供と営業時間について

- ・ 食堂からの酒類の販売、提供及び営業時間については、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に従って対応する。

(7) 利用者の方への周知、お願い、徹底事項

- 宿泊利用については、入村受付時に宿泊者名簿へ朝の検温結果を記入し提出すること。
また、その日の夜についても、団体及び利用者側で参加者の健康状態を確認し、事務所へ別紙「健康管理チェックシート」を提出すること。
- 日帰り利用については、別紙「日帰り利用者名簿（宿泊者名簿と同等のもの）」に検温結果等を記入し、提出すること。
- 消毒液、体温計、予備のマスク（含むマスクケース）等を持参すること。
- マスクや鼻水を拭いたティッシュ類等は、袋を 2 重にし、曝露を防ぐ措置を取った上でお持ち帰りいただくこと。
- 利用後、一両日中以内に、新型コロナウイルスの陽性と診断、確認された場合には、足柄ふれあいの村に連絡をすること。
- 手洗い後等に手を拭くためのハンカチやタオル類を、必ず複数枚ご持参頂くこと。
- 別紙「新型コロナウイルスの感染防止対策における施設利用のお願い」の各事項につき、同意を頂くこと。

4. 感染疑義者が発生した場合の対応について

- ・ 別紙「県立足柄ふれあいの村 新型コロナウイルス感染疑義者発生対応マニュアル」に沿って対応する。

5. 管理運営上に於ける感染防止対策

(1) 施設共通

- 受付窓口に飛沫感染防止用の透明ビニール幕を設置する。
- 村内各所へ、手指用の消毒液を設置する。
- 会計時はコイントレイを使用する。
- 村内各所への手洗い、うがい、手指消毒等の敢行POPを掲示する。
- 定期的に、管理棟及び集会棟他の高頻度接触箇所の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはアルコールを用いた消毒作業を行うとともに、宿泊室は、10時から13時の間に消毒作業を行う。
- 利用に関する書類については、紙媒体でのやり取りを出来る限り避け、メール等での提出を推奨する。
- エアコンのリモコンや部屋の鍵、施設案内用のファイル等は返却後、職員が消毒する。
- 駐車場の使用については、駐車スペースのNo.を窓口に申告し、駐車証の引き渡しは行わない。
- 公衆電話使用後は、受付窓口へ声を掛けて頂き、職員が消毒を行う。
- 名札の貸出は行わないが、持参を忘れた場合には代替の物の貸出を行う。

(2) トイレの衛生管理について

- 便座、ドアノブ等は、次亜塩素酸ナトリウム溶液またはアルコールによる清拭消毒を行う。
- 洋式トイレは、蓋を閉めてから水を流すことを促す掲示を行う。
- トイレ混雑時の対人距離を確保するため、最低1m間隔で並ぶよう掲示と立ち位置表示を行う。

(3) 職員の安全確保

- 出勤前及び出勤後に、感染・発症が疑われる（発熱・咳・咽頭痛・息苦しさ・強いだるさ等）体調不良の症状がある場合は、直ぐに退勤又は出勤を控える様に指示し、必要に応じて医療機関への受診、又は新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルへの連絡を促す。
- 同居家族や日常接する機会のある身近な知人に感染・発症が疑われる方がいる場合は出勤を控える。
- 陽性・感染が判明した場合は、保健所等の聞き取り等に協力し、必要な情報提供を行う。
- 状況や必要に応じたマスク等の適切な着用、手洗い、うがい、手指消毒の徹底をする。
- 事務所は1時間に1回程度の換気を行う。
- 職員が消毒作業やゴミの収集廃棄等を行う際には、マスクと手袋等を着用する。作業後は手洗い、うがい、手指消毒を徹底する。

附記

本マニュアルは令和4年9月3日現在の状況に基づくものであり、今後適宜更新する。